

前金	部分払	
有	一回	

令和2年度 営文振第5号

津リージョンプラザ受変電設備その他改修工事

工事場所	津市 西丸之内 地内					
工 期	令和 3年 2月 9日まで					
工事概要	受変電設備改修 開放型高圧受変電設備 一式 変圧器盤 1面 電力貯蔵設備改修 直流電源装置 1台 発電設備改修 非常用自家発電機 1台 ※上記に係る電気設備工事等 一式					
部長	部次長	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者
				/	/	/
				設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当 設計者

名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接工事費				
電気設備	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		
工事費	1	式		

電気設備 受変電設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
6kV CVTケーブル	38mm2 ビット・天井	60	m			
6kV CVTケーブル	38mm2 管内	41	m			
600V CVケーブル	400mm2- 1C ラック	98	m			
600V CVケーブル	325mm2- 1C ラック	26	m			
600V CVケーブル	250mm2- 1C ラック	97	m			
600V CVケーブル	200mm2- 1C ラック	59	m			
600V CVケーブル	150mm2- 1C ラック	16	m			
600V CVケーブル	100mm2- 1C ラック	6	m			
600V CVケーブル	14mm2- 1C ビット・天井	201	m			
600V CVケーブル	5.5mm2- 1C ビット・天井	44	m			
600V CVTケーブル	38mm2 ビット・天井	8	m			
600V CVTケーブル	22mm2 ビット・天井	14	m			
EM-FP-Cケーブル	200mm2- 1C ビット・天井	37	m			
CVVケーブル	3.5mm2- 7C ビット・天井	8	m			
CVVケーブル	3.5mm2- 3C ビット・天井	43	m			
CVVケーブル	2mm2- 10C ビット・天井	8	m			
CVVケーブル	2mm2- 8C ビット・天井	12	m			
CVVケーブル	2mm2- 7C ビット・天井	43	m			
CVVケーブル	2mm2- 4C ビット・天井	29	m			
CVVケーブル	2mm2- 2C ビット・天井	62	m			

電気設備 受変電設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
CVケーブル	2mm ² - 2C ラック	74	m			
ケーブル	6kV高圧引下用架橋ポリエチレン絶縁電線 PDC-100sq	47	m			
ケーブル	6kV高圧引下用架橋ポリエチレン絶縁電線 PDC-60sq	46	m			
600V ^レ ニル絶縁電線 (IV)	38mm ²	214	m			
端末処理		1	式			
高圧監視盤	W1000	1	面			
動力低圧盤	深夜電力 W700	1	面			
動力低圧盤	一般動力440V W700	1	面			
動力低圧盤	一般動力200V W600+W800	1	面			
動力低圧盤	一般動力・防災保安動力440V W700	1	面			
電灯低圧盤	一般電灯 W700	1	面			
電灯低圧盤	一般電灯・防災保安電灯 W700+W700	1	面			
電灯低圧盤	OA機器用 W700	1	面			
変圧器盤	ホ-ル調光用 W1600×H2300×D800	1	面			
変圧器3φ3W	6600/440 400kVA	2	台			
変圧器3φ3W	6600/440 300kVA	1	台			
変圧器3φ4W	6600/105/182 150kVA	2	台			
変圧器3φ3W	6600/210 100kVA	1	台			
変圧器1φ3W	6600/105/210 50kVA	1	台			
変圧器3φ3W	6600/105/182 250kVA	1	台			

電気設備		受変電設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
変圧器3φ3W	440/105/182 100 k VA	1	台			
高圧断路器	屋内形3極 200A	5	個			
高圧真空遮断機	7.2kV 600A	1	台			
高圧断路器	屋内形3極 400A	1	個			
高圧負荷開閉器	LBS-6A/200	6	個			
高圧限流ヒューズ	変圧器用 20A	5	個			
高圧限流ヒューズ	変圧器用 30A	6	個			
高圧限流ヒューズ	変圧器用 40A	6	個			
搬入搬出費	変圧器等	1	式			
撤去費	変圧器等	1	式			
仮設電源工事	仮設分電盤、引込柱共	1	式			
内部足場	手すり先行方式	1	式			
計						

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

津市建設部営繕課

電気設備		中央監視制御設備				
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
AEケーブル	1.2 mm- 2C ビッド・天井	39	m			
AEケーブル	1.2 mm- 2C ラック	16	m			
AEケーブル	1.2 mm- 2C ビッド・天井	5	m			
AEケーブル	1.2 mm- 10P ビッド・天井	130	m			
AEケーブル	1.2 mm- 10P ラック	32	m			
CPEVケーブル	0.9 mm- 4C ビッド・天井	20	m			
CPEVケーブル	0.9 mm- 100P ビッド・天井	350	m			
同軸ケーブル	S-7C-FB ビッド・天井	130	m			
同軸ケーブル	S-7C-FB ラック	32	m			
親時計	モタ子時計 年間式プログラムタイマー 子時計増幅器共	1	面			
長波受信ユニット		1	個			
総合盤	7面体	1	面			
防火区画貫通処理		1	式			
取外し再取付費	誘導灯信号装置、ITV表示機、ELV制御盤 調整共	1	式			
撤去費	親時計等	1	式			
計						

[illegible]

特記仕様書

【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	主任・監理技術者	
	氏 名	〇〇 〇〇
	工事名	〇〇〇〇〇〇工事
	工 期	自〇〇年〇〇月〇〇日 至〇〇年〇〇月〇〇日
会 社		〇〇〇〇株式会社 印

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

【安全対策に関する事項】

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、工事の施工中は出入口等に、誘導員を配置して事故防止に努めること。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【工事实績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【現場パトロールに関する事項】

本工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において工事中の施工状況の確認等を行う現場パトロールの対象となります。

【施工体制台帳】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は3部とする。

【木材の調達目標】

本工事における木材の使用に当たっては、原則として地域産材（注1）を優先し、調達できない場合は県産材（注2）を使用するものとする。

なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用するものとする。

注1 「地域産材」とは、津市内の森林から産出された木材で製材業者、津地区木材共同組合、津西部木材流通共同組合及び美杉木材共同組合の産地証明のあるものをいう。

また、集成材にあっても、構成する材は「地域産材」を優先使用したものであることとする。

注2 「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材とし、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の基準に適合することを「三重の木」利用推進協議会により認証された木材製品をいう。

【鋼材及び建築設備等の調達に関する事項】

受注者の責めに帰すことができない社会情勢等による影響を起因とした事情により、最大限の努力をもってしても、鋼材（高力ボルト等の二次製品を含む。）及び建築設備等（新型コロナウイルス感染症の拡大を含む。）の調達に期間を要する場合は、受注者からの申出により工期延長の協議の対象とする。

【設計変更に関する事項】

設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）を参考とする。

（津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。

3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに、所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。

ワンデーレスポンス実施に関する特記仕様書

1. この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議等に対し、発注者は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
なお、質問・協議等にあたっては、詳細な状況資料等を添えるものとし、内容によっては、根拠資料を揃えた提案を含むものとする。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. 発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。